

# 富山県立大学学生規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、富山県立大学（以下「本学」という。）の学生が守るべき事項を定めるものとする。

## 第 2 章 誓約書、保証人、学生等記録

### (誓約書)

第 2 条 入学者、転入学者及び編入学者は、保証人連署の誓約書を学長に提出しなければならない。

### (保証人)

第 3 条 保証人は、父母又はこれに準ずる者その他独立の生計を営み、保証人としての責務を果たすことのできる者でなければならない。

2 保証人を変更したとき、保証人の住所の移動等があったときは、直ちに保証人等変更届により届け出なければならない。

### (学生等記録)

第 4 条 学生は、入学手続後速やかに、本学が設置するオンラインシステムにおいて、住所等の必要事項を登録しなければならない。

2 前項の登録の内容に変更があったときは、当該学生は、直ちにその旨を届け出なければならない。

## 第 3 章 学生証

### (学生証)

第 5 条 学生は、入学時に学生証の交付を受けなければならない。

2 学生証の交付を受けようとするときは、写真（半身脱帽で、別途指定する大きさのもの）1 枚を提出するものとする。

3 本学の学生は、常に学生証を携帯しなければならない。

4 学生証を携帯しないときは、教室、研究室、図書館その他の本学の施設の利用、又は諸証明書等の交付等を拒絶されることがある。

5 学生証を紛失し、又は汚損したときは、再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。

6 学生が本学の学籍を離れたとき又は学生証の有効期間が経過したときは、

直ちに学生証を返還しなければならない。

#### 第4章 住所

(住所)

第6条 学生は、入学したときは、速やかにその住所を届け出なければならない。

#### 第5章 服装、健康診断

(服装)

第7条 服装は、学生としての品位を保つことに留意しなければならない。

(健康診断)

第8条 学生は本学で行う健康診断及び予防接種を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果本学が行う健康上の指示に従わなければならない。

#### 第6章 欠席

(欠席届)

第9条 学生は、1週間を超えて連続して欠席するときは、事前に欠席届を提出しなければならない。

2 やむを得ない事由により前項の欠席届を提出できなかったときは、その事由を付して、登校の際、速やかに届け出なければならない。

3 前2項の欠席届には、医師の診断書等事情を証明する書類を添付しなければならない。

#### 第7章 休学、転学、転学科等、留学及び退学

(休学、転学、転学科等、留学及び退学)

第10条 富山県立大学学則第40条から第44条までの規定により休学、転学、転学科等、留学又は退学しようとする者は、事由を詳記し、退学の場合には保証人と連署のうえ、それぞれ休学願、転学願、転学科等願、留学願又は退学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(休学、転学、転専攻、退学及び留学)

第11条 富山県立大学大学院学則第23条において準用する富山県立大学学則第40条、第41条、第42条及び第44条並びに富山県立大学大学院学則第18条の規定により休学、転学、転専攻、退学又は留学しようとする者は、事由を詳記し、退学の場合には保証人と連署のうえ、それぞれ休学願、転学願、転専攻願、退学願又は留学願を学長に提出し、許可を受けなければならない。

## 第8章 団体

### (設立の許可)

第12条 学生が学内において団体を結成しようとするときは、その責任者が団体結成願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 前項の団体の設立に当たっては、本学の専任の教授、准教授及び講師のうちから顧問教員を定めなければならない。ただし、団体の活動状況によっては、顧問教員とともに監督、コーチなどを置き、本学の教職員をこれに充てることができる。

3 第1項の団体結成願に記載すべき事項は、次のとおりとする。

(1)名称

(2)目的

(3)事業

(4)組織

(5)事務所の位置

(6)役員

(7)顧問の教員名

(8)構成員

(9)その他必要と認める事項

(登録事項の変更)

第13条 前条の団体結成願に記載した事項を変更しようとするときは、学長に団体変更届を提出しなければならない。

(継続)

第14条 団体は、毎年5月31日までに学長に団体継続届を提出しなければならない。届出がないときは、解散したものとみなす。

(解散)

第15条 団体を解散したときは、直ちに学長に団体解散届を提出しなければならない。

(学外団体への加入又は脱退)

第16条 団体が学外団体に加入し又は脱退しようとするときは、学長の承認を得なければならない。

(活動の停止又は解散)

第 17 条 団体が次の各号の一に該当するときは、学長は当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

- (1) 本学の教育研究活動を妨げたとき。
- (2) 学則又は諸規程に違反した活動を行ったとき。
- (3) 団体活動中に事故が発生するなど団体の運営が円滑に行われなかったとき。
- (4) 団体構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき。
- (5) 長期にわたって団体活動が行われなかったとき。

#### 第 9 章 集会等

(開催の許可等)

第 18 条 学生又は学内団体が、クラブ活動等の目的で集会、催物等を実施しようとするときは、その責任者が実施日の 7 日前までに願書を学長に提出し、その許可を得なければならない。ただし、学内における集会、催物等の場合には、実施日の 3 日前までに提出することができる。

2 学生又は学内団体が、クラブ活動等の目的で次に掲げる事項を実施しようとするときは、その責任者が、実施日の 7 日前までに学長に届け出なければならない。

- (1) キャンプ
- (2) 合宿
- (3) 登山
- (4) 団体旅行

(建物施設等の使用許可)

第 19 条 学生又は学内団体が団体事務所の設置、集会等のために本学の施設又は設備を使用しようとするときは、その責任者は、施設（設備）使用願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(募金、販売等)

第 20 条 学生又は学内団体が募金、販売等の金銭上の収受を伴う行為をしようとするときは、あらかじめその責任者は学長の承認を得なければならない。

#### 第 10 章 文書等の掲示、配布

(掲示の許可)

第 21 条 学生若しくは学内団体が、学内において文書、看板等（以下「文書

等」という。)を掲示しようとするときは、あらかじめその責任者が学長の許可を得なければならない。

2 学長は、前項の規定により掲示を許可した文書等に掲示期間を明示した検印を押印する。

3 学生または学生の団体が文書等を掲示できる場所は、学長の指定した場所とする。

4 掲示期間を過ぎたものは、その責任者において直ちに撤去しなければならない。

5 許可した内容と相違する文書等、掲示期間を経過した文書等、検印のない文書等及び学長の指定した場所以外の文書等は、責任者に撤去を命じ、又はこれを撤去する。

(印刷物及び新聞等)

第 22 条 学生又は学内団体が印刷物又は新聞等を刊行し、又は配布しようとするときは、あらかじめその責任者が学長の許可を受けなければならない。

#### 第 11 章 諸施設の利用

(諸施設の利用)

第 23 条 学生又は学生の団体が、第 19 条に定めるもののほか、体育施設その他の本学施設を利用しようとするときは、当該施設の利用にかかる規程の定めるところに従わなければならない。

#### 第 12 章 試験

(試験に関する不正行為)

第 24 条 試験において不正行為のあった学生は、富山県立大学学則第 69 条及び富山県立大学大学院学則第 23 条において準用する富山県立大学学則第 69 条の規定を適用されることがある(ただし、退学を除く。)

2 試験に関する不正行為及び懲戒の内容は、これを公表する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。